

内閣参質二〇〇第四七号

令和元年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員熊谷裕人君提出国務大臣等による大規模パートナーの定義に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出国務大臣等による大規模パーティの定義に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成十三年一月六日閣議決定。以下「大臣等規範」という。）は、公職にある者としての清廉さを保持し、政治と行政への国民の信頼を確保する観点から、内閣総理大臣その他の国務大臣、副大臣、内閣官房副長官及び大臣政務官（以下「国務大臣等」という。）が自ら律すべき規範として定められたものである。

大臣等規範にいう「政治資金の調達を目的とするパーティーで、国民の疑惑を招きかねないような大規模なもの」に当たるか否かの具体的な基準が特に定められているものではないが、各国務大臣等が開催しようとする個別の政治資金パーティーがこれに当たるか否かについては、このような大臣等規範の趣旨を踏まえて、各国務大臣等が適切に判断すべきものと考えている。

三及び四について

御指摘の令和元年十月二十八日の河野防衛大臣の政治資金パーティーは、これが大臣等規範にいう「国民の疑惑を招きかねないような大規模なもの」に当たるものではないということについて、同大臣が大臣

等規範の趣旨を踏まえて適切に判断した結果として開催されたものであり、御指摘の同大臣の発言についても、このことを前提として述べたものである。このため、当該発言が大臣等規範の趣旨に反するなどの御指摘は当たらないと考えている。

五について

河野防衛大臣においては、御指摘の令和元年十月一十八日の政治資金パーティーにおける自らの発言について、度重なる自然災害により被害を受けた方々をはじめ、当該発言で不快な思いをされた方々に対し、これまで累次にわたり謝罪してきているところである。

なお、同大臣は、こうした自然災害の発生を受けて被災地に派遣され、被害を受けた方々に寄り添いながら、全力で業務に当たっている自衛隊員の努力と、こうした災害派遣中の自衛隊員の処遇改善の必要性を伝える趣旨で当該発言を述べたものである。